

# 「(仮称) 北海道地域材利用推進方針」について

北海道水産林務部 林務局 林業木材課長 (当時) 巻口公治

## ■ はじめに

皆様こんにちは、林業木材課で課長をしております巻口でございます。よろしくお願いいたします。

昨年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。これは国が率先して低層の公共建築物の木造化を図るという法律です。この法律では、「国が自ら建てる建物を木造にするので、地方自治体も木造で建ててください」という書き方をしています。

この法律において、国は基本方針を策定して木造化を進めるとされ、都道府県その他自治体は国の方針に即したそれぞれの方針を作ることができるとされています。この法律を受けて北海道でも方針を作ることになりました。この法律にあわせて、国では建築基準法や国の営繕の基準などの見直しを進めているところです。

## ■ 北海道地域材利用推進方針

北海道としての、公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本的な考え方、道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物以外でも地域材の使用を推進する上での基本的な考え方を定める作業をしています。現在、「北海道地域材利用推進方針」という名前を検討しています。

最初に、「地域材」とはどのような木材かが問題になります。私たちは地域材を「北海道内の森林から産出されて、道内で加工された木材」と定義しようと考えています。

今まで、「道産材」あるいは「道産木材」という言葉を使ってきました。木材業界では、「道産材」は、北海道内で加工された木材という意味で使われてきています。本州産あるいは輸入材であっても道内で加工すれば道産材という実態がありました。

私たちはこれからできるだけ地元の木材を使って、地元の人に使ってもらおうという考え方で公共建築物を整備していこう、道民の安全安心に答えられる施設を整備しようという考え方で、地域材を改めて定義しました。

## ■ 地域材利用推進の6つの柱

北海道地域材利用推進方針には6つの項目があります。

1番目は、「公共建築物における地域材の利用の促進の意義、基本的方向」です。地域材を使うことが本道の林業の再生あるいは森林の適正な整備につながる、道内の森林の循環利用を推進するという観点から地域材を使います。木材を使うことで炭素を固定する、さらに地元の木材を使うことで、輸送に必要な化石燃料を削減して地球温暖化の防止に貢献できます。

これまで、公共建築物は非木造が基本で、特別な理由があれば木造という考え方でした。それを根本的に変えて公共建築物は可能な限り木造にする、内装も木質化を図るという方針に転換します。木材は、合法性あるいは産地が証明された地域材を使います。そして、含水率や強度が明らかになっているJAS製材を、集成材や合板はJAS製品を使っていくということを基本的な考え方として示しています。

2番目が「公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項」です。建築基準法などで耐火建築物とすることが求められている背の高い建物、あるいは面積が大きい建物は、木造化が困難ですが、低層の公共建築物は積極的に木造化を促進します。木造が困難な場合でも内装の木質化、備品・消耗品への地域材製品の使用を推進します。また、暖房等の森林バイオマスのエネルギー利用を促進します。

3番目が、「道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準」です。道が率先して公共建築物を木造化する上で、その基準を定めたものです。学校・病院などカテゴリごとに基準を策定しています。

今までは国や地方公共団体が建てる建物だけを公共建築物としていましたが、今回の法律では、民間の学校・老人ホーム・鉄道駅舎なども公共建築物の範ちゅうに入れて、低層の建物は木造化を図ることになっています。防火基準がありますので中高層の建物をすぐに木造にすることはできませんが、このような建物では内装の木質化を図ります。備品や消耗品も地域材製品を使う基準を定めます。道が建設する公共建築物では森林バイオマス燃料の導入を進めます。

4 番目は、「公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的な事項」です。木材を使うのですから、資源をどのように確保するのかが非常に重要です。国有林・道有林・民有林からの供給をしっかりと確保した上で、それを加工できる仕組みを作り上げ、木材産業界の体質強化を図る必要があります。また、公共建築物に利用できる、耐火性などの品質・性能が高い木質部材の開発への支援を行います。

5 番目は、国の基本方針にはありませんが、道は公共建築物以外の建築物等にも地域材の利用を推進します。民間の住宅や事業所についても地域材を利用していきます。

公共土木工事についてもできるだけ地域材を使い、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどを利用して行こうという方針です。畜舎やエゾシカの侵入防止柵など、農業関連の施設にも地域材を活用していきます。木質ペレットなど森林バイオマス製品及びエネルギー利用の拡大を促進します。

6 番目はその他の項目ですが、この施策を推進していく上では、コストを十分に検討しなければなりません。このときに建築費だけではなく維持管理費などを総合的に判断するために必要な項目を決めています。

この施策を林業関連部局だけではなく道全体で取り組むために、庁内の全部局で構成された木材利用推進委員会において検討していきます。以上が、道が現在作ろうとしている地域材利用推進方針の概要です。

#### ■ 基金による整備事例

ここからは整備事例をご紹介します。今まで木造化のための道の補助金はありませんでしたが、平成 21 年の補正予算で国から 105 億円のお金が来て、市町村等に補助を出す事業があります。この事業等で整備をした事例を紹介します。

写真 1 は音更町にある、認知症高齢者のグループホームです。室内はバリアフリー化されています。写真 2 は釧路市の屋内野球練習場です。大断面集成材を使った施設で、釧路市有林のカラマツ間伐材を使った建物です。写真 3 は厚沢部町の屋内プールです。こちらも大断面集成材を使っています。写真 4 は寿都町の子育て支援施設です。子育て支援機能と保育園の機能を併せ持っています。子供たちが木に触れる機会を増やそうと、このような施設では木造化の声が高まっていますので対応していきたいと思います。

今まで鉄で当たり前だったものを何とか木材にして

行きたいと思います。そのためには道だけが方針を作ってもうまくいきませんので、市町村にも方針を作っていただくという働きかけをこれから行って、一緒に木造化を進める取り組みを進めていきたいと思えます。

(文責：企業支援部 技術支援グループ 鈴木昌樹)



写真1 グループホーム（音更町）



写真2 屋内野球練習場（釧路市）



写真3 屋内プール（厚沢部町）



写真4 子育て支援施設（寿都町）